

鳥取県告示第416号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月8日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
西生-1	市橋英樹	西伯郡大山町羽田井1418-444	種穂の採取並びに幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	市橋苗畑	西伯郡大山町羽田井
西生-2	白根和加子	西伯郡伯耆町畑池1134	種穂の採取並びに幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	白根苗圃	西伯郡伯耆町畑池